議 事 録

第 1 1 回 定 例 総 会

令和3年6月9日

太田市農業委員会第11回定例総会議事録

開会日時 令和3年6月9日(水) 午後2時

閉会日時 令和3年6月9日(水) 午後2時40分

開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 1 小林 良孝 2 石原 康男 3 牛久保 榮治 4 永井 幸二

(18人) 5木村 克已 6長島 佳男 7 齋藤 森雄 8 中村 博正

9 佐野 順一 10 新井 章夫 11 小島 秀一 12 齊藤 道明

13 新井 整 14 山田 清作 15 飯塚 茂夫 16 片亀 昌子

18 清水 由紀江 19 青木 紀美子

欠席委員

(1人) 17中島 沙織

出席職員 塚越局長 大木次長 林次長補佐 高山次長補佐 大澤主任

(9人) 川田主任 青木主任 松井主任 大崎主事

会議に付 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)

した事項 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ

いて

協議事項 (1)農業委員会事務の実施状況等の公表について

(2) 令和4年度農林関係税制改正に関する要望について

- 1 開 会 午後2時
- 2 開会宣言 ただいまから第11回農業委員会定例総会を開会いたします。
- 3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事務局 本日の定足数については、出席の委員18名、欠席の委員1名です。 過半数以上の出席がありましたので、本日の定例総会は成立すること をご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。 議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いま すが、これにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは、2番 石原康男委員 と 3番 牛久保榮治委員 のお二 人にお願いいたします。

> また、書記につきましては事務局の川田主任を指名いたします。 議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 議案書において訂正箇所がございますので、ご報告いたします。 まず1つ目でございますが、議案書2ページ、5番になります。本案件 につきましては、申請の不備により令和3年6月8日付で取下願の提 出があり、これを受理しましたのでご報告いたします。これにより議 案書1ページ、議案第1号の提出件数を7件から6件へ訂正願います。 2つ目でございますが、議案書6ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条、14番の備考の欄でございますが、地区を休泊と記載 しておりますが、韮川へ訂正願います。

続きまして、4つ目でございますが、議案書9ページ、24番、譲受人の氏名が●●●●と記載されておりますが、●●を●●へ訂正願います。

続きまして、同じく議案書9ページ、26番になります。本案件につきましては、申請書の不備により令和3年6月8日付で取下願の提出があり、これを受理しましたので、ご報告いたします。

これにより議案書4ページ、議案第3号の提出件数を27件から26件へ訂正になります。以上でございます。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあった ので、審議を求めます。

提出件数は6件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数6件について、朗読し詳細に説明する。

1番 龍舞町の土地 畑 443 ㎡、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

2番 龍舞町の土地 田 1,501 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

3番 強戸町の土地 畑 499 m 外1筆 計 1,060 m 、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

4番 新田市野倉町の土地 畑 1,854 ㎡、発電施設下部における耕作を担い、農地を活用したい。

6番 新田市野倉町の土地 畑 10,326 m²、農地を譲受け、経営規模

を拡大したい。

7番 藪塚町の土地 畑 2,469 ㎡、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

1番から4番、6番から7番につきましては、農地法第3条第2項各 号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上提案をさせていただきます。処分の決定をお願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願い いたします。

> 番号1番と2番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告 願います。

1番 委員 1番、2番について私のほうから報告したいと思います。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、1番、2番とも譲受人は同一人で、農地を譲受け経営規模を拡大したいということです。必要な農機具等も所有しており、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号1番と2番について報告がありま したが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番と2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番と2番を許可とすることに決定い たします。

> 続いて番号3番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告 願います。

2番 委員 3番につきまして報告します。

該当地の所有者は現在東京都に住んでおりまして、その土地について は耕作放棄地と賜っていますが、不在地主でございまして、これは昔 住んでいた隣組の方、譲受人に譲渡としたいというふうな状況でござ います。現地を確認しましたところ、既にもう譲受人が枝豆を作った りで管理をしておりまして、ごく上等な農地になっておりますので、 この許可を相当というふうな結論が出ましたので、再度ご審議のほど、 お願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第3地区協議会より番号3番について報告がありましたが、 ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて番号4番と6番を第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番 委員 4番の関係につきましては、周囲は畑で、この土地は今現在あまり耕作されていない土地です。ここで今度は営農を積極的にやりたいということで、条件的にはチェックリストに基づきしたんですが、何も問題ないということで許可相当ということで結論を出したわけであります。

続いて6番、●●●の畜舎と畜舎の間に農地がありまして、そこを 買い取って牧草地なり、そういうふうなものにしたいということであ りますので、営農拡大という点から見て何ら問題ないので、許可相当 でいいのではないかと思います。以上です。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号4番と6番について報告がありま したが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号4番と6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号4番と6番を許可とすることに決定い たします。

議長 続きまして、番号7番について、第6地区協議会の調査した意見結果

を報告願います。

13番委員

議案第1号、7番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、今回の申請は経営拡大のための農地購入であり、農機具、経営内容も充実しており、現地確認したところということなんですけれども、経営はしっかりした経営をしています。そんな関係で徐々に経営移譲というふうなことで、子どものほうにというふうなことなんだと思います。周辺農地への支障はなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号7番について報告がありましたが、 ご意見、ご質問等ございますか。

委員なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号7番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長 宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は4件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数4件について、朗読し詳細に説明する。

1番 由良町の土地 206 ㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として敷地拡張するものです。

2番 龍舞町の土地 22 ㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として 敷地拡張するものです。

3番 強戸町の土地 375 ㎡、農地区分につきましては、「概ね 10ha 以

上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可ですが、「農業用施設に供するもの」につきましては例外規定があり、問題ないと考えます。

農業用物置用地として転用するものです。

4番 新田中江田町の土地 86 ㎡、農地区分 第一種、「既存敷地の2 分の1以内の敷地拡張」については不許可の例外規定があり、問題ないと考えます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいたします。 番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

12番委員 農地法第4条、番号1番について、当地区協議会にて許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

申請人は、別居する子どもの分家を市内の畑に建設する計画で調査したところ、耕作地となっている畑の一部に許可を得ずに物置を建築してしまっていたことが判明したため、始末書を添付して是正するものです。現地を確認したところ、周りが住宅地で周辺農地への影響もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いします。以上です。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、 ご意見、ご質問等ございますか。

委員なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたしま す。

議 長 続いて、番号2番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報

告願います。

1番委員

番号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき 調査した結果は、申請人は許可を得ずに住宅への進入路の一部として 使用していたことが判明したため、是正するものです。現地を確認し たところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決 定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいま、第2地区協議会より番号2番について報告がありましたが、 ご意見、ご質問等ございますか。

委員

員 なし。

議長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号3番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報 告願います。

2番 委 員

番号3番について、当該地も1番、2番と同様に、現状に是正をしたいということでございますので、現地を確認いたしましたところ、集落内の建物ということで、農地に対する支障も何もございませんので、地区協議会においては許可相当というような結論を得ましたので、再度のご審議をよろしくお願いします。以上です。

議長

ただいま、第3地区協議会より番号3番について報告がありましたが、 ご意見、ご質問等ございますか。

委員

議長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)

(手丁 土

なし。

議長

全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号4番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

19番委員 番号4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき 調査した結果は、申請人が許可を得ずに宅地の一部として使用してい たことが判明したため、始末書を添付し是正するものです。現地確認 をしたところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と 意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号4番について報告がありましたが、 ご意見、ご質問等ございますか。

委員なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたしま す。

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請が会長 宛てにあったので、審議を求めます。 提出件数は26件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数26件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 303 ㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 細谷町の土地 1,658 m²、農地区分 第二種、共同生活援助施設 用地として転用するものです。

3番 高林南町の土地 398 ㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 高林北町の土地 311 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地とし

て転用するものです。

- 5番 高林北町の土地 303 m 外1筆 計303.15 m 農地区分 第 二種、一般住宅用地として転用するものです。
- 6番 由良町の土地 254 ㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として 転用するものです。
- 7番 由良町の土地 658 m² 外1筆 計 1,058 m²、農地区分 第二 種、露天駐車場用地として転用するものです。
- 8番 別所町の土地 388 ㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として 転用するものです。
- 9番 脇屋町の土地 500 ㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として 転用するものです。
- 10番 龍舞町の土地 335 ㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。
- 11番 龍舞町の土地 547 ㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。
- 12番 下小林町の土地 250 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。
- 13番 下小林町の土地 470 m² 外 1 筆 計 1,194 m²、農地区分 第 二種、事務所用地として転用するものです。
- 14番 上小林町の土地 128 m 外 1 筆 計 432 m 、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。
- 15番 上小林町の土地 1,065 ㎡、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。
- 16番 矢場町の土地 415 ㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。
- 17番 茂木町の土地 379 ㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。
- 18番 茂木町の土地 500 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。
- 19番 只上町の土地 280 ㎡、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的にはインターチェンジから300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。一般住宅用地として転用するものです。
- 20番 只上町の土地 280 ㎡、農地区分 第三種、一般住宅用地として転用するものです。

21番 西長岡町の土地 3,022 m² 外 20 筆 計 21,280 m²、農地区分 第二種、太陽光発電所設備用地として転用するものです。

22 番 武蔵島町の土地 1,058 ㎡、農地区分 第二種、露天駐車場・露天資材置場用地として転用するものです。

23番 新田中江田町の土地 326㎡、農地区分につきましては、「概ね 10ha 以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と 判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可ですが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

24番 新田赤堀町の土地 250 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地 として転用するものです。

25番 新田村田町の土地 306㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地 として転用するものです

27番 藪塚町の土地 253 ㎡ 外1筆 計495 ㎡、農地区分 第一種、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については不許可の例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいたします。 番号1番から9番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報 告願います。

16番委員

3号議案について報告いたします。番号1番から5番について、当地 区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を一括で報 告いたします。

番号1番と3番から5番の申請内容は同様であり、いずれも借家に住んでおり、自己の住宅を建築したいとの申請です。2番については、社会福祉法人の知的障がい者が共同生活をするためのグループホームを建築したいとの申請です。現地を確認したところ、1番から5番の申請地の周囲に農地及び住宅がありますが、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

1番から5番まで再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以

上です。

12番委員 番号6番から9番について説明いたします。

番号6番と8番の譲受人は借家に住んでおり、実家の敷地内の畑を父から借り受けて自己の住宅を建築するものです。また、9番の譲受人も実家に住んでおり、同じ脇屋町内の申請地を購入し、自己の住宅を建築するものです。また、番号7番の譲受人は、申請地近くにリネンサプライ業の営業所があり、従業員の駐車場が不足していることから、申請地を借り受けて営業所の駐車場として利用したいとのことです。いずれも現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いします。以上です。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から9番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員なし。

議長ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番から9番を許可とすることに決定

いたします。

議長において、番号10番から20番について、第2地区協議会の調査した意

見結果を報告願います。

1番 委 員 番号10番、11番、12番、13番について報告したいと思います。

許可基準チェックリストに基づき調査した結果、10番、11番、12番の 譲受人は、申請地を取得し、一般住宅を建築するものです。番号13番 については、譲受人は土木業を営んでおり、現在の会社事務所の所在 が都市計画法に抵触しており、申請地を取得し事務所を移設したいと いうことです。10から13番、現地を確認したところ、周辺農地への支 障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、お願いいたします。

3番 委 員 14番から 18番について報告いたします。14番についてですが、借家 に住んでおり、資金の都合もついたので、自己の住宅を造りたいとい

に住んでおり、資金の都合もついたので、自己の任宅を造りたいということです。15番については、太陽光発電事業を営んでおり、太陽光発電直した土地であるので、太陽光パネルを設置するものです。

それから、16、17、18番については、いずれも借家に住んでおって、 資金の都合もついたので、自己の住宅を建築したいということでございます。周辺農地への支障もないので、許可相当と思いますので、再度 審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

6番委員 19番と20

19番と20番についてご説明します。

この場所は北関東の出入り口から 300mぐらいのところに住宅を新設 しようとするものです。この一帯は既に過去2件、この総会で了承さ れた住宅の隣地であります。関係各条項に照らして問題ないと思いま す。

再度審議のほど、よろしくお願いします。以上です。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号 10 番から 20 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号10番から20番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 10 番から 20 番を許可とすることに決 定いたします。

議 長 続いて、番号21番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番委員 番号21番につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

当該地の土地は西長岡町になっておりますけれども、なっておりますというか大字はそういうことなんですが、現地は北長岡といいますか、西長岡といいますか、藪塚との境でございます。地元の●●●●● で河津桜等を植栽いたしました。整備をした傾斜地でございます。現地に行きましたところ、確かに傾斜地ですり鉢状になっておりまして、窪地で現地を見たときに、水害の被害が出るというおそれが感じられました。

これは去る6月3日に地区協の中で農業委員と推進委員、そして農業 委員会事務局で現地を確認したわけでございますけれども、そんな状 況の中で先に可決をされました太陽光発電に伴うガイドラインに照合 いたしましたところ、雨水対策事業、それから土砂流出事業というこ とが計画の中に入っております。雨水排水の関係につきましては、貯 水槽が2か所、土砂流出の関係についてはそれぞれの起点に土留めの 工事をする、対策をするということで地元との協議が調っております。 そこで、現地、それから協議をした結果によって、当該地については一 応の許可相当というふうな地区協での結論が出ましたので、再度この 審議会にて協議をいただければと思います。

なお、面積については相当な面積で、21,000 ㎡余ありますので、それなりの太陽光パネルの設置もありますので、また今後の推移の状況も見る必要があるかと思いますけれども、現状ではそういう結論に至っておりますので、再度のご審議をよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただいま、第3地区協議会より番号21番について報告がありましたが、 ご意見、ご質問等ございますか。

委員なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号 21 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号21番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号22番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報 告願います。

15番委員 22番について報告いたします。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。以後、 審議をよろしくお願いします。

議 長 ただいま、第4地区協議会より番号22番について報告がありましたが、 ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号22番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号22番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号 23 番から 25 番について、第 5 地区協議会の調査した意 見結果を報告願います。

19番委員 番号23番と24番についてお答えします。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、いずれも一般住宅用地を目的とした申請であり、現地確認をしたところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

7番 委員 25番の関係であります。この土地は、もう周りが全部住宅で、そのような形でもうでき上がっている土地です。チェックリストに基づきまして調査したところ、何ら影響もないし、周辺にも影響はないということで、許可相当でいいのではないかということです。よろしくお願いします。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号23番から25番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号23番から25番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 23 番から 25 番を許可とすることに決 定いたします。

議 長 続いて、番号27番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13番委員 議案第3号、27番について当地区協議会で許可基準チェックリストに 基づき調査した結果は、譲渡人は借家に住んでおり、申請地を使用貸 借、父より娘と、そして自己住宅を建築するものです。現地を確認した ところ、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、許可相当 と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号27番について報告がありましたが、 ご意見、ご質問等ございますか。 委員なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号 27 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)

議長全員賛成でありますので、番号27番を許可とすることに決定いたしま

我 上貝貝瓜(めりよりり) (、笛ヶ2) 笛で同門とりることに次足がたしよす。
かな 3 000 ㎡を超うる許可加分については 群臣担曹業会議に音目時

なお、3,000 ㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議 長 以上で審議は終了いたしましたが、次の報告第1号は先月農業会議に 意見聴取した5月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長 専決規程第3条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証 交付の取扱いをしましたので、報告いたします。

議 長 続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いいたします。

事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、7件提出されております。

内訳につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、21件提出されております。

内訳につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は10件となっております。

内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は14件となっております。

内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議 長 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。

委員なし。

議 長 質問等もないようですので、続いて協議事項、農業委員会事務の実施 状況等の公表についての決定を求めます。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 それでは、協議事項の(1)農業委員会事務の実施状況等の公表について

でございますが、初めに訂正をお願いいたします。

こちらの別紙の資料になるんですけれども、お持ちでしょうか。表題が「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」となっております。初めに、3枚めくっていただいて左側のページになりますけれども、真ん中ちょっと下に「2 農地転用に関する事務」というところがありまして、その後ろに括弧で(「意見を付して知事への送付」)とあるんですけれども、「送付」の後ろに「含む」という字を追加していただければと思います。

続きまして、一番最後のページになります。IVの「遊休農地に関する措置」というところで、これも同じく2番の「令和2年度の」とあるんですけれども、「2」を「3」、「令和3年度」に訂正をお願いします。

また、一番下のVの「違反転用への適正な対応」ということで、これも 2番の「令和2年度」とありますのを「令和3年度」と修正をお願いい たします。

それでは、説明させていただきます。

農業委員会は、平成21年に設置された農業委員会の適正な事務実施についてにより、事務の執行に当たっては法令事務の的確な執行及び総会等での審議結果等を公表しなければなりません。これに従い、太田市農業委員会におきましても、令和2年度の目標及びこの達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画を策定し、公表する必要があるため、別添資料のとおり案を作成しました。

初めに、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)」でございますが、ページをめくっていただいて、Ⅱの「担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、昨年度、20ha が新規に集積されました。

Ⅲの「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」につきましては、 2経営体が参入いたしました。

IVの「遊休農地に関する措置」に関する評価につきましては、農地パト

ロール等により6haの遊休農地を解消することができました。

Vの「違反転用への適正な対応」につきましては、昨年度の違反転用面積は2.8haでした。

VIの「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」につきましては、昨年度の農地法第3条に基づく許可事務、農地転用に関する事務、農地所有適格法人からの報告への対応、情報の提供等について件数及び内容について記載されております。

▼IIの「事務の実施字の公表等」につきましては、総会の議事録や活動計画の点検・評価の公表方法と農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出について記載されております。

続きまして、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」 についてご説明いたします。

Ⅱの「担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、今年度の目標として新規集積面積を昨年度と同様の10haとしております。

Ⅲの「新たな農地経営を営もうとする者の参入促進」につきまして、今年度の参入目標を2経営体としております。

IVの「遊休農地に関する措置」につきましては、解消面積を昨年度と同様 10ha としております。

Vの「違反転用の適正な対応」につきましては、是正指導や発生防止の 取組を行い、違反転用の削減に努めます。

以上で農業委員会事務の実施状況等の公表についての説明を終わります。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、事務局より提案がありましたが、ご意見、ご質問等ございま すか。

委員なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

事務局の提案どおり、農業委員会事務の実施状況等の公表について賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 全員賛成でありますので、農業委員会事務の実施状況等の公表について原案どおり決定いたします。

議 長 続いて協議事項(2)令和4年度農林関係税制改正に関する要望につい ての決定を求めます。

事務局より提案をお願いいたします。

事務局 協議事項(2)令和4年度農林関係税制改正に関する要望について説明させていただきます。

5月6日の地区協議会において要望の取りまとめをお願いいたしました令和4年度農林関係税制改正に関する要望につきまして、お配りしてあります別紙の資料のとおり、要望を取りまとめましたので、群馬県農業会議に提出してよろしいか、ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局より提案がありましたが、この案件についてご意見、 ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

事務局提案のとおり、令和4年度農林関係税制改正に関する要望について賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、令和4年度農林関係税制改正に関する要望 について原案どおり決定いたします。

以上で第11回定例総会を終了いたします。長時間にわたりご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

閉会 令和3年6月9日(水) 午後2時40分